## 一般廃棄物集積場新設(変更)届出書

可児市長様

管理責任者(自治会集積場の場合は自治会長)住所氏名電話( )

次の点線内の項目を遵守し、以下の集積場の新設(変更)を届け出ます。

- ①ごみの分け方・出し方については、必ず決められたルールに従うよう管理責任者の責任 において集積場利用者に対し周知し徹底させる。
- ②利用者により不適正に排出されたごみや、外部から投棄されたごみについては、管理責任者の責任において処理をする。

区分	<b>;</b>	新	設	•	変	更	
種別	可燃物	•	不燃物	•	リサイ	クル資源	
構造及び規模	構造物なし・	С В	造・その	)他(	)		m²
完成予定日		年	月	日			
収集開始希望日		年	月	日		曜日から	
所 在 地	可児市						)
土地所有者の 承諾	住 所 氏 名						印

《作成上の注意》

・収集開始希望日は、届出書の提出日から2週間以上の余裕が必要です。

《添付資料》

- 位置図
- ・リサイクル指導員選出表(リサイクル資源を回収する場合)
- ・一般廃棄物集積場利用承諾書(集合住宅で可燃物、不燃物、リサイクル資源のうち、一つでも自治会の集積場を利用する場合)